

企画競争実施の公示

平成30年3月8日

近畿地方整備局六甲砂防事務所長
石塚 忠範

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 六甲砂防事務所広報資料作成支援業務
- (2) 業務内容 本業務は、昭和13年阪神大水害から80年を経過するにあたり、土砂災害の悲惨さ・恐ろしさを次世代に引継ぎ、今後の土砂災害の軽減に向けて、自助・共助・公助の大切さの普及・啓発するための災害関連資料の収集・整理及び行事の運営補助を行うものである。
- (3) 履行期限 平成30年12月20日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 技術者等に関する要件
配置予定技術者（主たる担当者）が、国の機関（事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人改革基準法の対象法人を含む）又は地方公共団体発注の、平成20年度以降に完了した業務（平成29年度完了予定を含む）において、下記に示す同種業務又は類似業務（再委託による業務委託は含まない）の実績を1件以上有すること。業務実績の無い場合は特定しない。
同種業務：防災にかかる広報活動（フォーラム、シンポジウム等）の企画運営支援業務
類似業務：公共事業にかかる広報活動の企画運営支援業務
- (5) 六甲砂防事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、

国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒658-0052 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-15

近畿地方整備局六甲砂防事務所 経理課

電話078-851-0535 (内線223) FAX078-843-8359

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成30年3月8日から平成30年3月23日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで

場所：3. (1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3. (1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成30年3月26日16時00分

場所：3. (1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング実施 有り

近畿地方整備局六甲砂防事務所 会議室（予定）（住所は3. (1)と同じ。）

ヒアリング日時等の詳細は別途通知する。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。